



★給与に加算される手当の種類について★

毎月受け取る給与明細に、しっかり目を通していませんか？今年度は6月給与から定額減税が実施されたこともあり、意識してみる機会になったのではないのでしょうか。第2号では、**日額特勤手当**と**調整額**にスポットを当ててみたいと思います。ご自分の給与明細を見てみてください。

給与支給明細書(令和 年 月分) 例月

給料表				級	号給	調整数		所属	00小	職員番号	
給料	調整額	教職調整額	地域手当	扶養手当	管理職手当	初任給調整手当	通勤手当(非課税)	通勤手当(課税)			
住居手当	単身赴任手当	特給・へき地手当	準特給・準へき地手当	農普手当	産業教育手当	定通教育手当	教員特別手当	日額特勤手当			
時間外手当 100/100	時間外手当 125/100	時間外手当 150/100	時間外手当 135/100	時間外手当 160/100	時間外手当 25/100	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当			
宿日直手当(課税)	管理職員特別勤務手当	期間率	期末手当	期間率	勤勉手当	時間外60超50/100	時間外60超 150/100	時間外60超 175/100	支給総額		



◎日額特勤手当…特殊勤務手当の支給額が記載されています。

特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料表上又は給料の調整額の運用等で考慮することが適当でないと認められるものを対象とする手当です。

(1) 教員特殊業務手当

- ・修学旅行、宿泊学習などの宿泊を伴う業務（1日8時間程度） 1日 5,100円
- ・対外運動競技等への引率業務（1日8時間程度） 1日 5,100円
- ・週休日、休日の部活動指導業務（3時間程度以上） 1日 2,700円

(2) 多学年学級担任手当

- ・複式学級の担任に支給 1日 290円
（複式の担当時間が全担当授業時間数の半分に満たない場合や
複式学級の授業数が1週間につき12時間に満たない場合は支給されません）

(3) 教育業務連絡指導手当

- ・手当支給主任（教務主任、学年主任、保健主任、生徒指導主任等）1日 200円

	小学校	中学校
教務主任	すべての学校	すべての学校
学年主任	3学級以上の学年	3学級以上の学年
保健主任	6学級以上の学校	6学級以上の学校
生徒指導主任	6学級以上の学校	6学級以上の学校
研修主任		6学級以上の学校

手当の支給は、教員特殊業務従事何や旅行命令簿の記入など、本人の申請に基づき事務処理を行います。翌月の給与に反映させるため、必ず各学校の期限までに提出するようにしましょう。（例：9月実績→10月給与で支給）



給与支給明細書(令和 年 月分) 例月

所属	00小	職員番号	
----	-----	------	--

給料表	級	号給	調整数								
給料	調整額		教職調整額	地域手当	扶養手当	管理職手当	初任給調整手当	通勤手当(非課税)	通勤手当(課税)		
住居手当	単身赴任手当		特給	離職手当	農普手当	産業教育手当	定通教育手当	教員特別手当	日額特勤手当		
時間外手当 100/100	時間外手当 125/100		時間外手当 150/100	時間外手当 135/100	時間外手当 160/100	時間外手当 25/100	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当(非課税)		
宿日直手当(課税)	管理職員特別勤務手当	期間率	期末手当	期間率	勤勉手当	時間外60超50/100	時間外60超 150/100	時間外60超 175/100	支給総額		



◎調整額…調整額の支給額が記載されています。(特別支援学級・通級学級の担任)

調整額は給与条例第10条「職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の等級に属する他の学校職員の職に比して著しく特殊な職に対し適当でない」と認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。」となっており、特別支援学級の担任や通級指導の担当に支給されます。ただし、1週間の担当授業時間数の2分の1以上、特別支援学級又は特別の指導に充てられていることが要件となっています。

☆支給額(月額)

調整基本額×1(調整数)

調整基本額 教育職 1級(助教諭) 8,600円
2級(教諭) 11,100円

※月額で支給されます

(4月に担当教諭が決まるため4月分のみ5月にまとめて支給されます)

※期末手当・勤勉手当どちらも算定額に調整額が含まれます。

ただし、給料月額の4.5%が調整基本額に達しない場合は、その額が調整基本額になります。



★★★★★児童手当制度拡充について★★★★★

子ども・子育て支援法の改正に基づき、令和6年10月分(振込は12月)より、児童手当の支給要件が拡充されます。対象となる方には事務担当者よりお知らせしていますが、給与厚生課給付班に9月30日必着となっていますので、提出がまだの方はお急ぎください。



★★★★★インフルエンザ予防接種の助成について★★★★★

公立学校共済組合よりインフルエンザ予防接種の助成があります。

令和7年1月31日までの接種が対象で、助成額は年度内に1回限り、1,000円が上限です。

申請期限は令和7年2月14日となっています。(助成金申請の様式があります)

★★★★★マイナンバーカードの健康保険証利用について★★★★★

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、令和6年12月2以降、現行の健康保険証(組合員証)の発行が終了します。安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、今後共済組合より「資格情報のお知らせ」が届きますので、届き次第確認をお願いします。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。